四十八、ダイヤ工業株式会社に対する件

昭和四十三年(排)第四十五号

排除命令

東京都葛飾区四ツ木三丁目十五番十七号

ダイヤ工業株式会社

右代表者　代表取締役　松田悦治

当委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第百三十四号)第六条第二項の規定による聴聞をした後、同条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一、ダイヤ工業株式会社は、その販売する「ダイヤ入スペアー式特級ゴールド万年筆」と称する商品およびこれと同種の商品について、今後、次の行為をしてはならない。

(一)　当該商品にダイヤモンドが使用されていると一般消費者に誤認される表示をすること。

(二)　当該商品の小売価格について、架空の比較対照価格を併記することにより、当該商品の小売価格が取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示をすること。

(三)　当該商品の景品の品質について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示

をすること。

(四) 当該商品の購入者全員に景品が当るのに、少数の当せん者だけに景品が当るかのように一般消費者に誤認される表示をすること。

二、同社は、「ダイヤ入スペアー式特級ゴールド万年筆」について、一般消費者の誤認を排除するために、すみやかに、(一)当該商品にダイヤモンドは使用されていないこと、(二)当該商品の定価として表示した価格千二百円は、架空の価格であつて、当該商品の通常小売価格は五百円程度であること、(三)当該商品の特等賞品として提供するカメラは、玩具用として輸入されたものであること、(四)当該商品を購入した者を対象としたあぶり出し抽せんは、購入者全員に特賞、一等賞または二等賞のいずれかの賞品が当る仕組になつており、少数の当せん者だけに賞品が当るものではないことを広告しなければならない。

この広告については、あらかじめ当委員会の承認を受けなければならない。

三、同社は、前項に基づいてした広告について、遅滞なく、文書をもつて当委員会に報告しなければならない。

事　実

ダイヤ工業株式会社（以下「ダイヤ工業」という。）は、肩書地に事務所を置き、「ダイヤ入スペアー式特級ゴールド万年筆」と称する商品その他の商品の販売業を営む事業者である。

ダイヤ工業は、当該万年筆について、注文書をかねたあぶり出し抽せん券付私製ハガキ（以下単に「私製ハガキ」という。）を日刊新聞に折り込んで配布し、この私製ハガキにより当該万年筆を注文した者に対しては、これを送付し、その代金を払い込んだ者に対しては、あぶり出しの結果あらわれた当せん賞に該当する賞品を送付するといういわゆる代金後払式による景品付通信販売を行なつて

いる。

ダイヤ工業は、当該万年筆について、昭和四十一年四月以降私製ハガキを日刊新聞に折り込んで広告をしているが、たとえば、昭和四十二年十二月ごろ、日刊新聞に折り込んで配布した私製ハガキ（別添写）には、当該万年筆について、「ダイヤ入」、「ダイヤ入万年筆」等と記載し、あたかも当該万年筆にダイヤモンドが使用されているかのように表示し、また、その価格について、「定価千二百円」のものを、あぶり出し抽せんにより「特賞は万年筆を八百五十円に割引の上外国製カメラ無代贈呈」、「一等賞は、万年筆を九百円に割引の上顕微鏡無代贈呈」、「二等賞は、万年筆を九百五十円に割引の上オペラグラス無代贈呈」で販売する旨を表示し、さらに、景品として提供するカメラについては、その写真を掲載したうえ、「万年筆を買つて外国製カメラを貰らおう」、「カラーも鮮明、抜群」等と記載し、あたかも当該カメラは玩具用のものではないかのように表示している。

しかるに、ダイヤ工業が販売しようとした当該万年筆には、ダイヤモンドは使用されておらず、ダイヤカットのガラスが使用されているにすぎない。

また、当該万年筆は、同社以外では販売されておらず、当該万年筆と同等の商品を一般の小売店または百貨店等で販売する場合の通常の小売価格は、五百円程度であつて、表示された定価で販売される可能性はほとんど認められず、当該定価は、ダイヤ工業が販売しようとした当該万年筆の価格を安くみせるために記載した架空の価格である。

さらに、特賞の景品として提供するカメラは、玩具用として香港から輸入されたものである。

また、前記私製ハガキには、あぶり出しの結果、特賞、一等賞、または、二等賞のいずれかの当せん賞があらわれる仕組になつており、当該万年筆の購入者全員に、いずれかの景品が洩れなく提供されるものであつて、少数の者だけが当せんするものではない。

よつて、ダイヤ工業は、当該商品の内容について、実際のものよりも著しく優良であり、かつ、その価格その他の取引条件につい

て、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示をしているものであつて、かかる行為は、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる。

法の適用

前記事実によれば、ダイヤ工業の行為中、当該商品の内容について、実際のものよりも著しく優良であるかのように表示している点については、不当景品類及び不当表示防止法第四条第一号の規定に違反し、その価格その他の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であるかのように表示している点については、同条第二号の規定に違反する。

昭和四十三年七月五日

公正取引委員会

委員長　山田精一
委員　菊池淳一
委員　梅田孝久
委員　亀岡康夫
委員　有賀美智子

郵便はがき



43.2.8

東京都葛飾区四ツ木三丁目十五番十号

東京都葛飾郵便局
私書箱第三十七号

ダイヤ工業株式会社
宣伝部行

43.3.25
43.4.25

電話 東京(697)8765・(691)2655

通産省指定Ⓙ3254

書き味満点誰でもペン字が強くなる！通産省指定品質保証JISマーク優良ペン採用のダイヤ入ミニ万年筆新発売は新界の壮挙初の大ホームランとして大好評です。これを記念して実物宣伝のため割引と記念景品の犠牲的ダブル景品付オールサービスセールこのチャンスを見逃しては御損です。

主催　ダイヤ工業株式会社
後援　東京万年筆協同組合員

申込書

① 男持 / 女持 ダイヤ入スペア式　特級ゴールド万年筆一本（どちらか○をつけて下さい）

② 当り景品　カメラ・顕微鏡・オペラグラス（○をつけて下さい）

特賞外国製カメラ送料書留共一〇〇円一等賞顕微鏡送料一六〇円二等賞オペラグラス送料一三〇円。

このハガキをよく読んで了解しましたので左の通り申込みます。

右代金は現品受取次第規定通り送金します。

住所	
氏名	様方
	年令　才

必ず印を押して下さい

万年筆を買って外国製カメラを貰らおう

通産省指定Ⓙ3254 JIS付ダイヤ入ミニ万年筆新製品発売記念

通産省指定日本工業規格3254JISペンは書き味満点！誰でもペン字が強くなる

ダイヤ入万年筆　定価1200円　〒50円

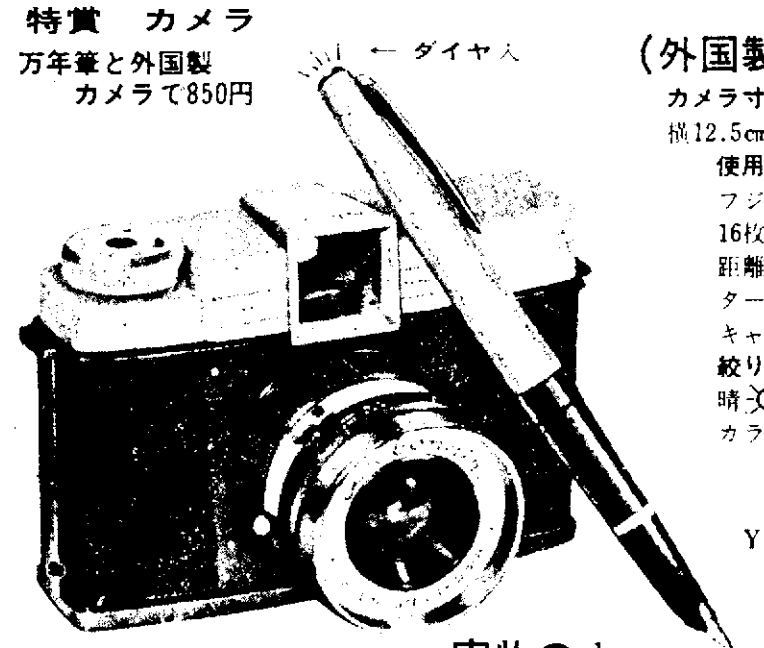
景品無代進呈今すぐ

お申込み下さい

特賞　カメラ

万年筆と外国製カメラで850円

← ダイヤ入



実物の$\frac{1}{3}$

(外国製カメラ仕様)

カメラ寸法

横12.5cm　縦8.5cm　巾7.5cm

使用フイルム

フジ、さくら（6×6）16枚撮り

距離、シボリ、シャッター、バルブ付レンズキャップ付

絞り

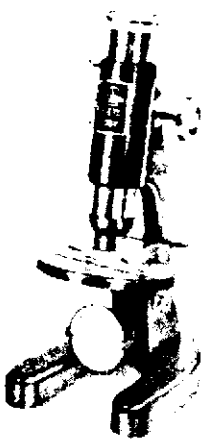
晴☼曇☁暗い所▤

カラーも鮮明、抜群！

Yシャツのポケットにタイピンがわりにアクセサリーに

一等賞　顕微鏡

外国製カメラのご幸運を当てられた方だけはご希望によって一等賞以下の景品に替えることもできます。



万年筆と顕微鏡で900円

二等賞　オペラグラス



万年筆とオペラグラスで950円



このハガキ着次第現品急送致します。

特賞カメラ　万年筆を、八五〇円に割引の上外国製カメラを無代贈呈す。一等賞　万年筆を九〇〇円に割引の上顕微鏡を無代贈呈す。二等賞　万年筆を九五〇円に割引の上オペラグラスを無代贈呈す。お申込みは [illegible]

別添写